

第 4 回職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会

議事概要

1 日時、場所

平成 22 年 4 月 15 日（木）10:00～12:00

経済産業省別館 1014 号室

2 出席者

- (1) 参集者：市川委員、塩崎委員、城内委員、豊田委員、名古屋委員、西委員、西野委員、橋本委員、福岡委員、堀江委員、宮川委員、山本委員
- (2) 事務局：半田化学物質対策課長、奥村調査官、小泉化学物質対策課長補佐、奥野産業安全専門官、井上労働衛生専門官
- (3) 傍聴者：計 40 名

3 欠席者

廣川委員

4 議事概要

- (1) ハザードコミュニケーションについて（資料 4-3-1～資料 4-6）

譲渡提供者から譲渡提供先の事業者へ、あるいは事業者から労働者へ、ラベルや MSDS により情報伝達を促進するため、包括的な危険有害性周知基準を作成する必要がある。一方、表示、MSDS 対象物質の追加については、事業者の負担やスケジューリングの問題、あるいはそもそもリスト化することの問題等を踏まえ、引き続き慎重に検討する。

- ① すべての危険有害な化学物質についての情報提供を確立する。
 - ・ 化学物質の危険有害性の情報提供の仕組みが整備され、製造業者、輸入業者が GHS 分類し、表示するようになれば、副次的に一般の消費者まで危険有害性が幅広く伝えられることが期待される。そのため、労働安全衛生法の部分だけでも情報提供の仕組みを作ることの意義は大きい。
 - ・ リスクアセスメントを実施するためには、化学物質の情報が必要であるが、危険有害な化学物質のすべてが表示、MSDS 対象物質となっているわけではないので、適切にリスクアセスメントを実施できない。
 - ・ 情報提供に罰則をつけるのは適切ではない。例えば、情報提供をしている事

業場、していない事業場の社名を公表するなどしてはどうか。

- ・ MSDS 通知対象物質以外であっても、譲渡提供先から MSDS を要求された事業者は、MSDS を提供すべきという趣旨の規定を設けてはどうか。
 - ・ まず、中長期的な方向性として、すべての危険有害な化学物質を表示、MSDS、事業場内表示対象とするということを明示する必要がある。
- ② 事業場内表示の導入は意義のあることだが、簡便な方法を認めるべき。
- ・ 事業場内表示の方法として、GHS 表示に限らず、名前、絵表示、文字での絵表示の説明、区分等代替方法も表示してはどうか。
 - ・ ラベルだけでもかなり長くなる。MSDS 同様に、記載しきれない項目については事業場内に備え付けるとしてはどうか。また、教育にも利用できるのではないか。
 - ・ 「資料 4-3-1」について、以下の 2 点を考慮すべき。
 - ア 容器にラベルを貼付することが困難である場合、GHS の勧告書に記載されている「GHS の代替手段」でもって対応する趣旨の文が記載されているが、本文中に「GHS の代替手段」という言葉を明記してはどうか。
 - イ 事業場内表示については、事業者、労働者に周知するに当たり、この内容だけでは、理解出来ず、細かい問い合わせ等で混乱することが懸念される。については、本導入を円滑に行う為に、事業者側も参画した形でのガイドラインの作成等を行ってはどうか。
 - ・ 事業場内表示については、過剰な規制とならないよう、事業場の実情にあったフレキシビリティを十分に検討するべき。他方、フレキシビリティについては、規制すべきところはきっちり規制した上で論じるべき。
 - ・ 現行規制で表示義務の対象となっている 100 物質については、製品にラベルが貼られているので、事業場内表示でも義務等をかけて導入しやすいのではないか。
 - ・ 雇入れ時、作業変更時等に労働者教育が規定されているが、労働者は内容をよく覚えていないのが実情。そのような中で、事業場内表示で労働者に情報提供を行うのは有効。
- ③ MSDS 対象物質の追加については慎重に検討すべき。
- ・ 物質を指定する方法では、指定されたものだけ守ればよいとなる傾向がある。物質をリスト化するよりも、むしろステージを固め、危険有害な物質すべてについて情報提供をしてゆくという枠組みを固めるべき。
 - ・ 現行の MSDS 対象 640 物質は、科学的根拠がしっかりしていて、また、ACGIH 等が許容濃度を設定しており、リスク評価を適切に実施できる物質である。科学的根拠の弱い物質まで追加するのは賛成しかねるが、許容濃度が新たに提案され、あるいは国のリスク評価の対象とされた物質等しっかりとした理由があ

る物についてはコアとしてリストに追加することが必要かもしれない。

- ④ GHS 分類・情報提供の仕組みの普及・周知徹底への取組が必要
 - ・ 専門家、労働者教育を推進すべし。その際には、絵表示の内容のみ教育する初級を設ける等、複数のレベルの教育を実施することも必要。
 - ・ 事業者が GHS 分類・情報提供を行うためのツールの研究と普及等、事業者への技術的な支援をすることが必要。
 - ・ GHS 分類の公表データ（複数の機関から公表されている）や、自社データをどのように活用するのか等を示した指針やガイドラインなどが必要。
 - ・ OSHA 等各国の取組について情報収集し、事業場内表示のフレキシビリティ等研究を進めることが必要。
- ⑤ その他留意事項
 - ・ 混合物の表示・MSDS の規制に対応するために中小事業場は非常に苦労している。混合物の分類、表示は純物質に比較して複雑であり、難易度が高いため、例えば、純物質から行い、その後、混合物を行うなど、猶予期間を設けてはどうか。混合物の考え方について整理する必要がある。
 - ・ 中小事業場が規制をどう守ってゆくかについて、例えば、立入検査の際に教育、表示、MSDS を含めた労働者への情報提供全体の仕組みのチェックをするというやり方をすれば、効果があがるのではないか。

（２）簡便な化学物質のリスクアセスメント手法（コントロール・バンディング）の導入について（資料 4-7～資料 4-8-6）

コントロール・バンディング（CB）に関しては、リスクアセスメントを実施することが困難である中小規模の事業者等に導入を進めていくことの意義が確認された。

- ① そもそもリスクアセスメントの意義が理解されていない。
 - ・ 連合の組合役員にアンケート調査を実施したが、リスクアセスメントを実施してどのような効果があるのかわからないという回答が多い。組合役員でさえリスクアセスメントの意義が浸透していない。
 - ・ 平成 18 年に安衛法の改正でリスクアセスメントの考え方を導入してからリスクアセスメントの知名度は上昇した。法改正の意義は大きい。
- ② リスクアセスメント普及のための取組、支援が必要。
 - ・ 教育が重要であるが、どの層をターゲットにするのか明確にし、どのような内容の教育を行うのか具体化する必要がある。また、民間のみならず、国の支援など必要ではないか。
 - ・ 中災防や団体が行っているリスクアセスメント研修を拡充してほしい。
 - ・ 中災防が発行しているリスクアセスメントの研修テキストは内容があつてよ

いが、別途、ページ数を少なくし、内容をもっとコンパクトに、わかりやすくしたものを用意してはどうか。

③ コントロール・バンディングの導入について。

- ・ 導入する場合、出来るだけ中小事業場にとって、また、新たな仕組みを導入し、負担面で屋上屋を重ねるだけという印象を回避する必要がある。その意味で、横文字のコントロール・バンディング（CB）では、なじみが薄く、わかり難く、上記印象をぬぐうことが出来ない。イギリスやドイツのものを単にそのまま使うのではなく、内容を十分に咀嚼した上で、日本の労働実情により合ったものを準備した上で、そのインセンティブをきちんと説明する必要がある。
- ・ 定量的なリスクアセスメントの実施が望ましいが、CB を導入することで、今までリスクアセスメントを実施してこなかった事業場でも実施することができ、対象の範囲が広がるという意義がある。
- ・ 英国のCBは単純すぎるが、ドイツのCBは評価値との比較など定量的評価ができるなどメリットがある。
- ・ リスクアセスメントを実施している事業者には、例えば、ばく露防止対策について裁量を与える等の何らかのインセンティブを与える必要がある。
- ・ HSE のCBはわかりやすいが、現実の測定データと比較すると非常に安全サイドの結果となることが多い。そのため、専門家へ相談できる環境がないと現実には使いづらい。ところが日本ではそのような環境が整備されていない。

(3) より柔軟な規制への見直し（資料 4-9～資料 4-14）

- ① 資料 4-9 について、安衛則 13 条第 1 項第 2 号の専属産業医の選任要件が規定されているが、作業列挙、物質列挙での選任となっている。リスクで判断し対象の範囲を決めてはどうか。安衛則 45 条の特定業務従事者の健診の対象者についてもリスク判断し、対象者を絞り込めるのではないか。
- ② 資料 4-12 について、産業医等についても作業環境測定結果が伝わるような仕組みが必要。
- ③ 検討の対象となる作業環境測定の範囲は化学物質に限定するが、ここでの議論は粉じん対策を所管している労働衛生課にも伝達する。